

[平成15年第 3回 6月定例会-07月01日-04号]

◆14番（松坂知恒議員） 大変お疲れのことと存じます。最後の質問者ですので、今しばらく御清聴をお願いします。

難しい質問は皆さんがされましたので、簡単な、答弁しやすい質問だけいたしますので、簡単にお答えください。

まず、広島高速交通についてお聞きします。

広島高速交通株式会社が債務超過に陥った責任の所在について答弁を受けておりますが、納得しておりませんので再度お聞きします。会社の経営陣の責任について触れず、市の責任が重大というのであれば、市の歴代市長、幹部職員のうち、どなたがどのような責任をとられるのでしょうか。

6月26日の株主総会で、上川孝明社長が退任され、民間から中村良三氏が新社長に就任されましたが、これは、上川氏が責任を負って退任されたものと理解しますが、そのとおりでしょうか。

次に、会社の経営陣に責任がないとすれば、今後も今までと同様、無責任な経営陣による無責任な経営が続くと理解しますが、果たしてそのように理解せよと広島市は市民におっしゃられているのですか、お答えください。

次に、新役員人事についてお聞きします。

元西武建設常務取締役であった中村良三氏を社長に起用した理由についてお答えください。

次に、広島市から山田康助役が取締役にこのたび就任されました。また、市の派遣職員として、総務部長に山本勝彦氏、技術部長に横田法雄氏が就任しておられます。道路交通局長の答弁であったように、債務超過に至らせた広島市の経営責任は重大であるというのなら、この山田さん、山本さん、横田さんの3氏の高速交通株式会社における責任は重大であると考えます。また、中村良三社長は、就任記者会見において、広島市におけるアストラムラインの役割の大きさと経営状況の厳しさから、責任の重さを感じていると抱負を述べられておられます。広島市派遣の3氏を代表して、山田康取締役は責任の重さを御認識いただいた上で、御就任の抱負をお聞きしたいと思うので、お聞かせください。

次に、今回の議案は、日本政策投資銀行からの長期借入金の残高205億円を、広島市が高速交通株式会社に貸し付けることによって返済し、金利負担分を軽減するということですが、歳計現金、つまり、市の保有する財布の中身からとりあえず205億円を取り出して利用するという手法を使っておられます。本来、予算として計上し、その使い道についても確定している現金を、金回りがよいからといって、ほかの使い道に使ってよいのか疑問です。歳計現金は、6月26日現在、970億円あるそうです。205億円をアストラムにつき込むということが可能ならば、現金が手元にある限り、野放図に消費することが可能にな

ると危惧いたします。なぜこういう支出が可能なのかお答えください。

また、歳計現金が野放図に使われる危惧に対してどのように考えておられるのかお答えください。また、この高速交通株式会社への205億円の貸し出しは返済計画が立てられておりません。お金を貸し出す市民の側としては、本当に205億円返済されるのかどうか危惧いたしますが、ぜひ返済計画を立てて、会社から計画的に返済させるべきと考えますがいかがでしょうか、お答えください。

また、この貸付金が返済されない場合の責任は、市のどなたがどのような形でとられるのかお答えください。

続いて、第90号議案、損害賠償の額を定めることについてお尋ねいたします。

この賠償金は、心臓手術直後の術後管理において、適切な医療措置がなされなかった医療ミスに対し発生した損害を賠償するものであり、二度と繰り返されてはならぬ事件であります。

そこでお尋ねします。

2億174万円の財源は、医業外収益から1億円、自己財源から残りの1億174万円を支出すると聞いておりますが、1億174万円はすべて市の一般財源から支出されるのでしょうか、お答えください。この賠償金は、当事者である各職員の責任により賠償されるべきと考えます。医師はほぼ全員、医師賠償責任保険に加入しておる以上、この保険を利用して市に支払わせるべきと考えます。複数の医師がこの事件に関与しており、責任の重さに応じて賠償金を負担させるべきと考えますが、当局の考えをお聞きします。

また、この事件以降、広島市はどのような再発防止策を立てられたのかお聞かせください。この事件を引き起こした医師の身分は研修医であり、研修中の事件であったことから、研修マニュアルや指導医のマニュアルについても改善されたことと思います。研修制度を含めて再発防止策をお答えください。

また、事件発生前後の広島市民病院における医療事故発生件数の増減についてお答えください。

事件後、病院が再発防止策として、職員の意識啓発に努めたと聞いておりますが、事故の前後で職員の意識はどのように変化したのでしょうか。また、それはどのように確認すればよいのでしょうか、お答えください。

このようなあってはならない事故を二度と繰り返さないことを、市民病院は市民に約束していただけるのでしょうか。

以上、6点、お答えください。

これで質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○浅尾幸正 議長

山田助役。

◎山田康 助役

このたびの広島高速交通株式会社の取締役の就任に際しまして、現在の思いを述べよということですが、先ほど来御議論いただいております市西北部地区の基幹交通でございますアストラムラインの経営状況について、その安

定的維持のために、現時点が経営健全化のスタートというふうな認識を十分に持っております。また、その職責の重みを十分感じておるところでございます、最大限の努力を傾注してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○浅尾宰正 議長 財政局長。

◎南部盛一 財政局長 歳計現金についての御質問にお答えいたします。

地方自治体の支出は、地方自治法の規定に基づき、歳入歳出予算に計上し、議会の議決を経て、初めてその執行が可能になるものでございます。

議員が御懸念されるように、歳計現金であるからといって、直ちにそれを使うことが可能になるということではございませんで、今回の貸付金も市議会で議決をいただくことよって、初めてその執行が可能になるものでございます。なお、今回の単年度貸し付けという手法自体も、単に歳計現金に余裕があるからといって安易に選択すべきものではなく、その公益上の必要性や妥当性等を十分に精査した上で、慎重に行うべきものであると考えております。

○浅尾宰正 議長 道路交通局長。

◎池上義信 道路交通局長 高速交通株式会社の債務超過に陥った責任の問題でございます。

北西部地区への新たな軌道系交通機関を、国の新交通システムインフラ補助制度を活用して導入するという政策決定を、本市では、昭和63年3月に行いました。その基本となります利用者の予測の甘さが、広島高速交通の経営不安定化の構造的な要因となっていることを踏まえまして、その利用者予測の中心的役割を果たした政策主体としての本市の責任は重いと考えております。

この責任の重さをどういう方向に帰着させるかにつきましては、さまざまな議論があろうかと思いますが、我々は、アストラムラインの経営課題を、利用者、税負担者の追加負担を求めることなく解決する方策を構築することこそが、政策責任を全うする道だと考えました。

具体的には、利用者に対しましては、1日5万人規模の生活交通の安定的維持という政策の継続性の重要性から、経営をいち早く安定的なものにする健全化の道筋を示すこと、そして、税負担者に対しましては、政策維持のためのコストをふやさない公的支援の手法を具体化することに会社と一体となって努力を傾注いたしました。今後も、そういう方向で政策責任を全うしたいというふうと考えております。

それから、中村新社長の登用の件でございます。

広島高速交通におきましては、昨年度末、抜本的な経営改善のため、今後10年間を見据えた会社としての経営健全化計画を取りまとめたところでございます。今年度は、この計画を実践する時期となりますが、運輸事業の規制緩和といった国レベルの枠組みの転換が進展する中、少子高齢化の進展、そして、公共交通全般にわたる低迷が続くなど会社経営

を取り巻く社会経済環境もさらにその厳しさが増すことが予想されます。

こうした市場原理ヘシフトする経営環境の中で、経営を安定化させつつ基幹交通としての魅力を高めていくためには、民間の経営ノウハウを導入し、幅広い発想を生かした経営企画とその実践がより重要になってくると考えております。

こうした状況の中、上川社長が、2期、通算4年の任期満了となることを機に、新たに民間企業から新社長を登用したものであります。したがって、これまでの経営責任を負って退任されたものとは理解しておりません。

今回、新社長として就任しました中村良三氏は、西武鉄道グループにおきまして、西武鉄道、西武不動産、西武建設等の各分野の要職を歴任されております。この間、各種プロジェクトに携わるとともに、広島では、旧宇品造船の経営再建の責任者として実績を上げられるなど経営手腕を発揮されております。また、一方では早稲田大学の客員研究員として開発プロジェクトの事業性、経営性等についての研究や教鞭をとられるなど、幅広い発想が得られる人材であると考えられます。

また、同氏におかれましては、広島プリンスホテルの建設に携わるとともに、宇品マリナー及び西武造船、旧金輪船渠でございますが、の取締役を務められるなど、広島とのかわりも深く、広島に対する理解と愛着の深い方でもございます。

以上の理由から、中村良三氏を新たな社長候補者として、本市から推薦したものでございます。

広島高速交通への205億円の貸し付けにつきまして、その返済も絡めた危惧という点の指摘でございます。

このたびの高速交通への貸付金約205億円につきましては、単年度貸付金でございます。年度末に同社から本市へ全額返済されるものでございます。その返済資金はつなぎとして、本市の損失補償のもと、民間金融機関が供給することで協力は得られる見込みとなっております。同社から市への205億円の返済計画は、このたびの本市の補正予算議決が得られました後、会社の7月末の取締役会で決定されます事業計画の内容に盛り込まれることとなります。その際には、これまでの健全化計画の策定過程におきます経営シミュレーションに基づきまして、来年度以降の返済計画を整理されることになっております。

なお、単年度の貸し付け手法ということから、来年度以降につきましては、3月の予算議決で来年度の貸付額が確定し、4月の会社の取締役会で返済額が計上されるというふうな手順となります。その貸し付け、返済のシステムは、市と会社が毎年度協議した上で、ほぼ同時期の意思決定の手続をとるものでございます。また、返済資金も、市の損失補償の担保力で調達するものでございまして、返済されないといった事態は起こり得ないものと考えております。

以上でございます。

○浅尾宰正 議長 病院事業局事務局長。

◎竹本輝男 病院事業局事務局長 お尋ねの件について御答弁申し上げます。

まず、損害賠償をするに当たっての財源の内訳はどうかということでございますが、賠償額のうち、広島市民病院の加入しております病院賠償責任保険から、1億円の給付がございます。残りが病院の負担となります。なお、この賠償金の資金繰りとしたしましては、損益勘定留保資金から一たん支払いまして、その後、保険会社からその一部である1億円が補てんされることとなります。

続きまして、職員の負担はどうかということでございます。

医療事故に伴います損害賠償は、民法第715条による使用者責任に基づき行うものでございまして、職員が職務執行に関して、第三者に加えた損害を、使用者である病院が賠償する責任を負うものでございます。

職員への求償につきましては、同条前3項に基づきまして、過失のあった職員に対して損害の補てんを求めるものですが、最高裁の判例におきまして、求償は信義則上相当と認められる範囲内できるとされております。

このたびの損害賠償事件について、関係職員の過失の対応、職務への熟度、勤務体制等諸般の事情をもとに、他の事例や弁護士等の意見も参考にしながら、現在、慎重に検討しておるところでございます。

この医療事故の再発防止策としてどのようなことをしたのかということでございます。

この事故につきましては、病院の管理体制の問題がございました。一つは、ベッドサイドに経験の浅い研修医を一人にしてしまったこと。二つは、監視モニターのアラームの電源がオフになっていたこととございました。この反省から、集中治療室の日直担当医を3人から4人に増員しますとともに、アラームの電源をオフにしても、3分後に自動的にオンになるようモニター器具を改善をいたしました。また、事故防止の全体的な対策といたしまして、1、職員の危機管理意識の高揚、2、危機管理体制の強化、3、事故防止マニュアルの励行、4、研修医の指導・教育方法の見直しを四つの柱として取り組んでおります。

具体的には、1、職員の危機管理意識の高揚につきましては、基本理念、病院倫理綱領、医師像、医療従事者の心構えから公務員、市職員としての自覚や基本的服務規律に至るまでの事項について、職員の採用面接時や部長会など院内会議等あらゆる機会をとらえて周知徹底に努めております。また、医療事故に詳しい外部講師等を招いての研修を年2回行っております。

2として、危機管理体制の強化につきましては、安全管理の確保と患者からの相談に適切に応じますため、専門の部署、総合相談室と申しますが、を設置するとともに、医療事故等の原因究明や再発防止策を検討するために、医療安全委員会を設置し、毎月開催をしております。

3としまして、事故防止マニュアルの励行につきましては、医療事故防止対策及び処理対応マニュアルを作成いたしまして、職員に周知し、各職場にリスクマネジャーを配置いたしました。また、医療事故等の発生が予測される事例を掲げ、医療事故等を未然に防止

するよう、医療事故の要点と対策をマニュアル化いたしました。

次に、全職員に対しまして、職員の過失の有無にかかわらず、患者さん等に身体的影響を与えた事例が生じた場合は、「アクシデントレポート」を、ひやりとしたとかはっとしたなどの事例が生じた場合は、「インシデントレポート」を提出することを義務づけまして、その評価、分析を通して、具体的な事故防止策や注意事項を検討し、それらを全職員に周知徹底しております。

4といたしまして、研修医の指導・教育方法の見直しでございますが、初期臨床研修マニュアルを改定したりいたしました。その内容は、地方公務員、広島市職員としての遵守事項を加えるとともに、規則正しい勤務をさせるため、研修医勤務要綱を定めました。また、臨床研修目標を見直し、基本的臨床能力の効果的な修得を図るようになるとともに、各診療科ごとに研修プログラムを改定し、医学知識と技術を確実かつ計画的に取得させることにいたしました。さらに、研修医に対する指導・管理体制の強化を図るため、指導医及び指導責任者の役割を明確に決めました。

医療事故の件数でございますが、広島市民病院におきまして、患者さんなどから医療ミスがあったとして損害賠償を請求され、現在、裁判が継続しておりますものは、このたびの損害賠償事件も含め8件ございます。そのうち、このたびの事件後に発生したものが2件となっております。

事故の発生件数が減るなど再発防止の効果が上がっているのか、意識はどうかというお尋ねでございますが、事故防止対策の一環として実施しております「アクシデントレポート」は、先ほども申し上げましたが、職員の過失の有無にかかわらず、患者さん等に身体的影響を与える事例が生じた場合に、また、「インシデントレポート」は、ひやりとしたとかはっとしたなどの事例が生じた場合に職員に提出をさせまして、その評価、分析を通して、具体的な事故防止策や注意事項を検討し、それらを全職員に周知徹底しようとしているものでございます。

このため、まずは職員が、自発的、積極的に提出するよう指導を徹底しているところでございまして、その効果が上がり、両方を合わせた報告件数は増加傾向にございます。そのうちの「アクシデントレポート」については減っております。これは、再発防止策の効果のあらわれの一つだと考えております。

また、医療事故防止対策として、職員の危機管理意識の高揚、危機管理体制の強化、事故防止マニュアルの励行、研修医の指導・教育方法の見直しを四つの柱として取り組みました結果、職員の自発的な活動として、例えば、集中治療室においては、医師と看護師で構成いたしますリスクマネジメント部会を設置し、ひやりとした、はっとした、そういった事例をもとに、その防止策を検討する会議を毎週開いたり、看護部におきましては、リスクマネジメントに関する全国的な会議や研修に積極的に参加するなど、各職場においてさまざまな事故防止のための取り組みを行っております。

今後とも、医療事故の防止を図り、安全な医療の提供に努めてまいりたいと思っております。

ます。

最後に、再び事故を起こさないことを市民に約束できるのかというお尋ねでございますが、病院運営に当たり、最も重要なことは、患者さんに信頼され、満足される医療を提供することであり、それにはまず、安全な医療を確保することが必要であると認識しております。このためには、職員一人一人が市民の生命を預かるという病院の重大な使命を十分自覚し、各種の事故防止対策を忠実かつ厳正に実行していくことが肝要であり、現在も、完全な医療の提供を最重要課題として位置づけ、医療事故ゼロを目指して、事故防止に病院を挙げて取り組んでおります。

今後とも、市民の方々が安心して医療を受けられる病院づくりに、職員一丸となって努めてまいります。

以上でございます。

○浅尾宰正 議長

14 番。

◆14 番（松坂知恒議員） 市民病院の再発防止策については、詳しく説明をいただきましたので、それなりに評価したいと思っておりますけれども、この大谷さんの事件というのは刑事裁判となりまして、大谷さんがその研修医の方を訴えて、先日判決が出たところでありますが、この事件の判決の中でですね、広島地裁の裁判長はですね、病院の管理体制にも問題があるというふうに指摘しておるわけです。つまり、先ほど述べられたような対策であるとかマニュアルであるとか、意識啓発といったことはですね、当然かなり前から他の病院は取り組んでいたわけございまして、そういうことを、事故が発生した後になってようやく着手したというところに責任を問いたいわけです。つまり、病院の危機管理体制そのものに問題があったと言わざるを得ないわけで、先ほど、求償の範囲は信義則上相当の範囲だという答弁なんですけれども、当時のやはり病院事業管理者の吉田彦太郎さんですか、当時の病院長の柴田醇さん、彼ら管理者としての責任を全うしていない。全うしていないからこそこういう事故が起きたんだと私は認識しております。大谷さんも、そういう取り組みがされていたんだっただけですね、こういう事件の被害者になることはなかったんではないかというふうに思うわけですが、この二人の責任、あるいは求償の負担をさせるべきと考えますが、これはぜひ御検討ください。答弁を求めても適当な答弁はないと思います。

先ほどの、アストラムラインの話も、結局責任の所在がきちんとしていないということからですね、会社が簡単に債務超過に陥ったわけです。やはり会社である以上は、経営のトップである社長の責任というのはやはり問うべきではないかと思うんですけれども、いろんな方がいろんな質問をしたけれども、広島市の答弁は、経営責任はないという答弁に終始している。これがとても信じられません。その職から離れたからといってですね、市民がこうむった損害については、それなりに責任であるとか賠償してもらいたいと思うわけですが、そういう総無責任体制というのがそのアストラムラインの債務超過につながり、また、市民病院の重大な事件につながったということ、私は強く指摘して、終

わりたいと思います。

ありがとうございました。

○浅尾宰正 議長

以上で、質疑を終結いたします。

〔書記、議案付託表を配付〕

ただいま上程中の諸議案は、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

休会について
